

平成22年 9月 1日

# 事業主行動計画

島根県中小企業団体中央会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、子育てをしない職員を含めた職員全員が働きやすい環境をつくることによって、総ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年 9月 1日から平成25年 8月31日

2. 内 容

**目標1**・・・計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする  
男性職員・・・取得率20%以上とすること  
女性職員・・・取得率80%以上を維持すること

**対 策**

- 平成22年9月～ 育児休業対象者に対して、育児休業推進チーム（課長補佐以上）を設置し、業務内容、業務態勢の見直しや代替要員の確保など育児休業を取得しやすい環境作りを行う
- 平成22年9月～ 男性の育児参加の必要性の周知と仕事と育児の両立支援についての啓発活動
- 平成22年度～ 主として課長補佐以上に制度の周知・啓発の実施

**目標2**・・・妊娠中や産休・育休復帰後の職員のための相談窓口を設置する

**対 策**

- 平成22年9月～ 相談員を引き続き（財）21世紀職業財団等が実施する研修会等に参加させる。
- 平成23年1月～ 相談員に対し、実際に想定した予行演習等を行う。

**目標3**・・・年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間15日以上とする

**対 策**

- 平成22年9月～ 年次有給休暇取得の取得率の低さ（現状平均10日）の原因を把握する。
- 平成23年1月～ 計画的取得に向けて管理職に対する研修を年1回開催する
- 平成23年4月～ 各課において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成23年4月～ 全員協議会などで計画的取得に向けて周知を図る

行動計画策定 指針の事項		次世代育成支援対策の内容として定めた事項
1 雇用環境の整備に関する事項	業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備 (1)子育てを行う労働者等の職	妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
		育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次の措置の実施 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
	育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知	
	条件の整備 見直しに資する多様な労働 (2)働き方の	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施